

諮問番号：令和6年度諮問第 4号
答申番号：令和6年度答申第11号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和5年1月6日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

就労に当たり見込みで算定していた保護費と実際の給与収入等から算定した保護費との差額8,744円が支給されたのはよいが、事前に十分な説明がなく、また、先に請求している靴代等の経費の一部を補助するのが筋である。したがって、本件処分には納得できず、取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、令和4年12月25日に、審査請求人が同年11月分の給与を受領したことについて確認したことから、令和5年1月6日付けで同月分の保護費の変更を行う本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（1）ア（ア）のとおり、勤労収入については、基本給等の収入総額を認定することとされている。

また、次官通知第8の3(1)ア(イ)及び次官通知第8の3(4)のとおり、勤労収入を得るための経費については、次官通知別表の「基礎控除額表」によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされている。

(3) 処分庁から提出のあった書類からは、①処分庁は、令和4年12月7日に審査請求人から就職届を受領したことから、令和5年1月分の保護費の算定において、就労収入の見込み額として60,000円の認定を行ったこと、②令和5年1月6日に処分庁が審査請求人から受領した給与明細書には、基本給として50,639円、控除額として振込手数料330円及び雇用保険料253円の合計583円、差引合計(振込支給額)として50,056円との記載があること、③同日、処分庁は、審査請求人の同月分の保護費について算定を行い、上記①の見込みで算定した保護費との差額である8,774〔8,744の誤記〕円の保護費を随時払いとして支給したことが認められる。

審査請求人の令和5年1月分の保護費についてみると、処分庁は、生活扶助として、基準額77,240円、冬季加算2,630円、障害者加算17,870円、住宅扶助費40,000円の合計137,740円を算定し、審査請求人の就労収入として収入充当される額31,656円及び既支給額97,340円を差し引いた額8,774〔8,744の誤記〕円を支給額として認定したことが認められる。

上記の処分庁が算定した審査請求人の最低生活費137,740円については、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第1第1章に照らし、違算はなく、処分庁の判断に誤りは認められない。

処分庁が認定した審査請求人の就労収入として収入充当される額については、審査請求人から受領した給与明細書に基本給50,639円から控除額583円及び基礎控除額18,400円を控除した額が31,656円であり、保護の基準別表第1第1章、次官通知第8の3(1)ア及び次官通知第8の3(4)に照らし、違算はなく、処分庁の判断に誤りは認められない。

既支給額についてみると、前記のとおり、処分庁は、令和4年12月7日に、審査請求人の就労収入を見込み額60,000円で認定し、基礎控除額19,600円を差し引いた額40,400円を収入充当額として認定したことが認められる。そして、処分庁は、審査請求人に対し、最低生活費137,740円から収入充当額40,400円を差し引いた額97,340円を令和5年1月分の保護費として支給したことが認められる。

これらのことからすると、本件処分において、処分庁が既支給額を97,340円と認定したことに不合理な点は認められない。

以上の処分庁が行った審査請求人に係る令和5年1月分の保護費の一連

の算定に誤りは認められず、処分庁が審査請求人に対して8,744円を随時口座払いとして支給した判断及び手続に、違法又は不当な点は認められない。

(4) なお、審査請求人は、靴等の経費の一部を補助するのが筋である旨主張する。

以下検討すると、①令和4年11月22日、処分庁は、審査請求人から靴の写真と靴下の領収書を送付したので経費を保護費として支給してほしいという申し出に対し、就労に際して、被服費等日常でも使用するものは基本的に基礎控除の範囲で賄うことになっている旨、また、必要経費で認められるものについてはほとんど給与から控除している旨伝えたこと、②同月24日及び同月30日、処分庁は、審査請求人からの郵便物の到着に関する問い合わせに対し、靴及び靴下は基礎控除内で購入するものであり、支給できない旨伝えたこと、③同年12月7日、処分庁は、審査請求人からの靴代等の支給に関する問い合わせに対し、手紙やレシートを送付してくるだけで申請と言えないものに対して、却下等はできない旨伝えたこと、④令和5年1月6日、処分庁は、審査請求人が就労に際し購入したと申し出のある靴と靴下について、職場から指定があったものではなく、普段も着用するものであり、生活費か基礎控除内で捻出するものであるため控除しないと判断したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人が経費として支給を求めている靴等については、職場で指定されているものではなく、また、経費として必要であったとする審査請求人の主張を裏付ける根拠がないため、勤労収入を得るための経費であるとは認められない。

以上のことから、勤労収入を得るための経費として認められない被服費等については、経常的最低生活費に該当するものであり、靴等の購入代金を控除額として認定しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、前記経過のとおり、処分庁は、審査請求人に対し、靴等の購入代金の支給を求める場合、手紙や領収書等の送付では申請にならない旨説明しているにもかかわらず、審査請求人から申請書の提出がなかったことから、靴等の購入代金の支給を求める法令上の申請があったとは認められない。

以上のことからすると、審査請求人から処分庁に対して靴等の購入代金の支給を求める申請がなく、処分庁に応答すべき義務がないため、本件処分において、処分庁が靴等の購入代金の支給の可否の判断を行っていないことについて、不合理な点は認められない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) なお、本件処分の決定通知書には、処分の理由として、「就労収入額の認

定を行います。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

(7) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和6年6月28日	諮問書の受領
令和6年7月3日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月17日（審査請求人から7月11日受領） 口頭意見陳述申立期限：7月17日（審査請求人から7月11日受領）
令和6年7月19日	第1回審議
令和6年8月30日	口頭意見陳述の実施 第2回審議
令和6年9月30日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

(3) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯(単身世帯)の居宅基準の基準生活費の額は77,240円、地区別冬季加算額は2,630円である。また、第2章2は、障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における審査請求人の障害者加算額は17,870円である。

(4) 次官通知第8の3(1)アは、(ア)において、勤労(被用)収入について、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と、(イ)において、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と記している。

なお、次官通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(5) 次官通知第8の3(4)は、勤労に伴う必要経費について、「(1)のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。」と記している。

なお、別表「基礎控除額表」は、一人目の場合、基礎控除額について、収入金額別区分が「47,000円~50,999円」の場合は「18,400円」、「59,000円~62,999円」の場合は「19,600円」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和3年10月1日、処分庁は、転入により審査請求人に対し保護を開始した。

(2) 令和4年11月22日、処分庁は、審査請求人から、靴や靴下の購入費を支給してほしいという申し出を受けたが、審査請求人から受領したのは靴の写真と靴下代の領収書のみであった。処分庁は、審査請求人に対し、就労に際し、必要な被服費等で日常でも使用するものは基本的に基礎控除の範囲内で賄うこととなっている旨、また、必要経費と認められるものについては、ほとんどは給与から控除している旨伝えた。

(3) 令和4年11月24日及び同月30日、処分庁は、審査請求人からの郵便物の到着に関する問い合わせに対し、靴及び靴下の購入費は基礎控除の範囲内で賄うべきものであり支給できない旨及び手紙だけで支給〔の可否の

判断] はできないことを伝えた。

- (4) 令和4年12月7日、処分庁は、審査請求人からの靴代等の支給に関する問い合わせに対し、そもそも手紙やレシートを送付してくるだけで申請したとは言えないものに対して対応できない旨を再度伝えたが、審査請求人の納得は得られなかった。

また、同日、審査請求人が処分庁に対し、令和4年11月21日付けの「就職届」を提出し、同月7日から就職したと届け出たため、処分庁は、令和5年1月分の保護費について、就労収入の見込み額を60,000円と認定し、給与明細を確認して調整を行うこととした。

- (5) 令和5年1月6日、処分庁は、審査請求人が就労に際し購入したと申し出のあった靴及び靴下について、特に職場から指定があったものではなく、普段も着用するものであり、生活費又は基礎控除内で捻出するものであるため控除しないと判断した。

また、同日、審査請求人から令和4年11月分(12月25日支給)の給与明細書及び令和4年分の給与所得の源泉徴収票の提出があった。総収入は50,639円、控除額は583円(雇用保険料253円、振込手数料330円)であり、処分庁は、令和5年1月1日付けで収入認定を行い保護費を算定した。この結果、前記(4)の見込み額で算定した保護費との差額が8,744円生じたことから、差額について当月随時払いとし、同日付けで「保護決定通知書」を発出した(本件処分)。「保護決定理由」の欄には、「就労収入額の認定を行います。」と記載されていた。

- (6) 令和5年1月20日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、審査請求人が令和4年11月7日に就職し、同月分の給与を同年12月25日に受領したことを確認したため、当初、見込み収入額で算定していた令和5年1月分の保護費について、給与明細書等に基づき変更を行う本件処分を令和5年1月6日付けで行ったことが認められる。

- (2) 次官通知第8の3(1)アは、(ア)において、勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、(イ)において、勤労収入を得るための必要経費については、次官通知第8の3(4)における別表「基礎控除額表」によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとしている。

- (3) 処分庁から提出のあった書類からは、①処分庁は、令和4年12月7日に審査請求人から就職届を受領し、令和5年1月分の保護費の算定において、就労収入の見込み額を60,000円と認定したこと、②令和5年1月6日に処分庁が審査請求人から受領した給与明細書には、基本給として50,6

39円、控除額として583円（振込手数料330円及び雇用保険料253円）、差引合計（振込支給額）として50,056円との記載があること、③同日、処分庁は、把握した給与額等に基づき審査請求人の同月分の保護費の算定を行い、上記①の見込み額で算定した保護費との差額である8,744円を、支給すべき保護費として認定し、同月随時払いしたことが認められる。

審査請求人の令和5年1月分の保護費についてみると、処分庁は、生活扶助として、基準額77,240円、冬季加算2,630円、障害者加算17,870円、住宅扶助費40,000円の合計137,740円を算定し、審査請求人の就労収入として収入充当される額31,656円及び既支給額97,340円を差し引いた額である8,744円を保護費として認定したことが認められる。

処分庁が算定した審査請求人の生活扶助額137,740円については、保護の基準別表第1第1章に照らし、違算はなく、処分庁の判断に誤りは認められない。

また、処分庁が認定した審査請求人の就労収入における収入充当額については、審査請求人から受領した給与明細書に記載された基本給50,639円から控除額583円及び基礎控除額18,400円を控除した額が31,656円と、違算はなく、処分庁の判断に誤りは認められない。

最後に、既支給額についてみると、処分庁は、上記のとおり、令和4年12月7日に審査請求人の就労収入を60,000円と見込み、基礎控除額19,600円を差し引いた額40,400円を収入充当額として認定し、最低生活費137,740円から当該収入充当額40,400円を差し引いた97,340円を、令和5年1月分の保護費として支給したことが認められる。これらのことからすると、本件処分において、処分庁が既支給額を97,340円と認定したことについて違算はなく、不合理な点は認められない。

以上の処分庁が行った審査請求人に係る令和5年1月分の保護費の一連の算定に誤りは認められず、処分庁が審査請求人に対して8,744円を随時口座払いとして支給した判断及び手続に、違法または不当な点は認められない。

(4) また、審査請求人は、靴等の経費の一部を補助するのが筋である旨主張する。

以下検討すると、処分庁は、①令和4年11月22日、審査請求人から靴と靴下の購入費を保護費として支給してほしいという申し出を受けたが、審査請求人から受領したのは靴の写真と靴下代の領収書のみであり、就労に際して、被服費等日常でも使用するものは基本的に基礎控除の範囲で賄うこととなっている旨、また、必要経費で認められるものについてはほとんど給与

から控除している旨を審査請求人に伝えたこと、②同月24日及び同月30日、審査請求人からの郵便物の到着に関する問い合わせに対し、靴及び靴下の購入費は基礎控除の範囲内で賄うべきものであり、支給できない旨及び手紙だけで支給の可否の判断はできない旨を伝えたこと、③同年12月7日、審査請求人からの靴代等の支給に関する問い合わせに対し、手紙やレシートを送付してくるだけで申請したとは言えないものに対して対応できない旨を再度伝えたが、審査請求人の納得を得られなかったこと、④令和5年1月6日、審査請求人が就労に際し購入したと申し出のあった靴と靴下について、特に職場から指定があったものではなく、普段も着用するものであり、生活費又は基礎控除内で捻出するものであるため控除しないと判断したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人が経費として支給を求めている靴等については、職場で指定されているものではなく、また、経費として必要であったとする審査請求人の主張を裏付ける根拠がないことから、勤労収入を得るための経費であるとは認められず、また、勤労収入を得るための経費として認められない費用については経常的最低生活費に該当するものであり、靴等の購入費を控除額として認定しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、前記経過のとおり、処分庁は、審査請求人が靴等の購入代金の支給を求める際、手紙や領収書等の送付では申請にならない旨再三説明しているにもかかわらず、審査請求人から申請書の提出がなかったことから、靴等の購入代金の支給を求める法令上の申請があったとは認められず、処分庁に応答すべき義務が存在しないため、本件処分において、処分庁が靴等の購入代金の支給の可否の判断を行っていないことについて不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、審査請求書において「懐中電灯代」、「携帯電話代」や「審査請求している」経費などを補助すべきとも主張するが、これらは、靴等と同様、勤労に伴う必要経費であれば基礎控除により、その他の費用であれば経常的最低生活費により賄われるべきものであるから、いずれにせよ係る主張は認められない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第6 付言

本件処分についての当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下の点について付言する。

前記第5の2(5)のとおり、本件処分の通知書においては、本件処分の理

由として「就労収入額の認定を行います。」としか記載されていない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 西上 治